

事務連絡  
令和3年8月31日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種において誤って予診票に保険医療機関番号を記載した場合の対応等  
について（その2）

新型コロナウイルスワクチンの職域接種においては、既に保険医療機関番号を有している医療機関も含め、申請がされた全ての接種実施医療機関等に対して、新たに10桁の番号（類似コード）を付番し、集合契約の委任状にも当該類似コードを使用するほか、費用請求で提出する書類には、全て類似コードを記載するよう、企業等に周知してきたところです。

一方、この点について、個別照会が寄せられたことから、「職域接種において誤って予診票に保険医療機関番号を記載した場合の対応等について（令和3年8月5日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（以下「8月5日付け事務連絡」という。）」において、その例外的な取扱いについても、企業等に周知したところです。

今般、8月5日付け事務連絡の例外的な取扱いの内容について、誤った解釈に基づく請求が行われた事例が見受けられることから、改めてその解釈等について、下記のとおり明示しますので、ご承知おきいただくとともに、管内の接種実施医療機関及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 8月5日付け事務連絡において、
  - ・「誤って予診票に保険医療機関番号を記載した場合においては、類似コードに修正して費用請求を行う必要があること。」
  - ・「しかしながら、大量の予診票に誤って保険医療機関番号を記載するなど、

予診票の修正がどうしても困難な場合には、新型コロナウイルスワクチン接種の集合契約に別途加入していることを前提に、保険医療機関番号での費用請求もやむを得ないものとする。」

としているが、後段の例外的取扱いは、あくまでも新型コロナウイルスワクチンの接種実施医療機関自身が請求する場合に限られるのであって、接種を実施していない医療機関の保険医療機関番号で請求することを認めたものではないことに留意すること。

- 8月5日付け事務連絡において、
  - ・「なお、やむを得ず保険医療機関番号で費用請求を行った職域接種の回数については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の個別接種促進のための支援策における個別接種の接種回数には含めることはできないことに留意すること。」

としているが、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号）3（21）の対象となる中小企業及び大学等（中小企業等においては、複数の企業で構成した団体の事務局）が実施する職域接種の場合にはこの限りでなく、支援策の適用対象となる場合があるので、必要に応じて「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について（その2）（令和3年8月12日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」及び「職域接種促進のための支援事業の実績報告について（令和3年8月12日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」を合わせて確認すること。